

報道発表資料 [2009年8月掲載]

音声で読み上げる



東京トライアル発注認定制度

中小企業の優れた新商品を認定しました！

64の新商品を認定

平成21年8月20日

産業労働局

都では、中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、都が新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する「東京トライアル発注認定制度」を実施しています。

本年2月から4月までの公募で申請のあった213商品について、外部専門家等による審査会で審査を行い、下記のとおり64商品を認定しました。

認定商品については、都のホームページ等により広く紹介していくとともに、認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価するトライアル発注等を通じて、新商品の普及を支援していきます。

記

■ 1 応募状況

213商品

■ 2 認定数

64商品

※詳細については、[別紙](#)(PDF形式:594KB)又は[産業労働局商工部ホームページ](#)を参照ください。

■ 3 認定期間

平成21年8月20日～平成24年3月31日

「10年後の東京」への実行プログラム2009事業

本件は、「[10年後の東京](#)」への実行プログラム2009において、以下の目標・施策に指定し、重点的に実施している事業です。

目標6 「都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する」

施策35 「創造的都市型産業の振興」

問い合わせ先
産業労働局商工部創業支援課
電話 03-5320-4762

〔別添〕

東京トライアル発注認定制度の概要

■ 認定対象者

都内に主たる事務所を有する中小企業

■ 対象商品

販売開始から概ね5年以内の新商品

※食品・医薬品・医薬部外品及び化粧品は除きます。
また、物品でない役務の提供は対象となりません。

■ 認定基準

次の(1)～(4)のいずれにも適合すること。

(1) 新商品が、既存の商品とは著しく異なる優れた使用価値を有していること

(2) 新商品が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること

(3) 新商品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること

(4) 新商品が、都の機関において用途が見込まれるものであること


■ 認定を受けると…

- ・ 都のホームページで認定商品のPRをします。
- ・ 認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します(トライアル発注)。
- ・ 随意契約により都の機関が認定商品を購入することが可能となります。

❖ 留意事項

- (1) 東京都が、認定した新商品の品質等を保証するものではありません。
- (2) 東京都が、認定した新商品の購入を確約するものではありません。
- (3) 東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこととします。
- (4) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合には、その認定を取り消す場合があります。

平成 21 年度 東京トライアル発注認定制度 認定事業者及び対象商品の概要

認定番号	認定事業者	対象商品	対象商品の概要		問い合わせ先
2139	(株)オギノ	1. ガム取り番 2. ガム取り棒	屋外の歩道上のガムをはがし取る為の専用溶剤と、立ったまま手元の操作で管の先のヘラに溶剤を流してはがす仕組みの棒。		1. 160-0022 2. 東京都新宿区新宿 2-2-1-403 3. 03-3352-0029 4. 03-3352-3800 5. info@e-ogino.jp 6. http://www.e-ogino.jp/

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)
《お問い合わせ》東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 《[地図](#)》電話03-5321-1111(代表) 《[電話番号一覧](#)》